○外務省告示第二百六十七号

令和七年六月二十三日にジャカルタで、第二次世界大戦の間にインドネシア共和国パプア州及び西パプア州において死亡した日本の兵士の遺骨の発掘、収集及び送還に関する日本国政府とインドネシア共和国政府との間の協定の有効期間の延長に関する次の書簡の交換がインドネシア共和国政府との間に行われた。

令和七年七月十一日

外務大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正

（日本側書簡）

書簡をもって啓上いたします。本使は、二千十九年六月二十五日にジャカルタで署名され、二千二十二年六月二十一日に延長された第二次世界大戦の間にインドネシア共和国パプア州及び西パプア州において死亡した日本の兵士の遺骨の発掘、収集及び送還に関する日本国政府とインドネシア共和国政府との間の協定（以下「協定」という。）に言及する光栄を有します。

本使は、更に、協定を二千二十八年六月二十四日まで延長することを日本国政府に代わって提案する光栄を有します。

本使は、更に、前記のことがインドネシア共和国政府にとって受諾し得るものであるときは、この書簡及び閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千二十五年六月二十三日にジャカルタで

インドネシア共和国駐在
日本国特命全権大使　正木靖

インドネシア共和国
外務省アジア・太平洋・
アフリカ総局長
アブドゥル・カディール・
ジャイラニ閣下

（インドネシア側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本官は、二千二十五年六月二十三日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本官は、更に、前記のことがインドネシア共和国政府にとって受諾し得るものであることをインドネシア共和国政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本官は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千二十五年六月二十三日にジャカルタで

インドネシア共和国
外務省アジア・太平洋・
アフリカ総局長
アブドゥル・カディール・
ジャイラニ

インドネシア共和国駐在
日本国特命全権大使　正木靖閣下

○外務省告示第二百六十八号

令和七年六月二十三日にジャカルタで、第二次世界大戦の間にインドネシア共和国パプア州及び西パプア州において死亡した日本の兵士の遺骨の発掘、収集及び送還に関する日本国政府とインドネシア共和国政府との間の協定を改正する議定書の署名が行われ、同議定書は、同日に効力を生じた。

令和七年七月十一日

外務大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正

第二次世界大戦の間にインドネシア共和国パプア州及び西パプア州において死亡した日本の兵士の遺骨の発掘、収集及び送還に関する日本国政府とインドネシア共和国政府との間の協定を改正する議定書

日本国政府及びインドネシア共和国政府は、

二千十九年六月二十五日にジャカルタで署名され、二千二十二年六月二十一日及び二千二十五年六月二十三日に延長された第二次世界大戦の間にインドネシア共和国パプア州及び西パプア州において死亡した日本の兵士の遺骨の発掘、収集及び送還に関する日本国政府とインドネシア共和国政府との間の協定（以下「協定」という。）の締結の後に新たな状況が生じたことを考慮し、

協定第十一条の規定に従って協定を改正することを希望して、

次のとおり協定した。

第一条

協定中「及び西パプア州」を「、西パプア州、南パプア州、中部パプア州、山岳パプア州及び南西パプア州」に改める。

第二条

協定第八条1(a)中「又は西パプア州」を「、西パプア州、南パプア州、中部パプア州、山岳パプア州又は南西パプア州」に改める。

第三条

協定第四条4(a)中「インドネシア共和国教育文化省」を「インドネシア共和国文化省」に改める。

第四条

この議定書は、署名の日に効力を生ずるものとし、協定が効力を失う日に効力を失う。この議定書は、協定の不可分の一部を成す。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの議定書に署名した。

二千二十五年六月二十三日にジャカルタで、ひとしく正文である日本語、インドネシア語及び英語により本書二通を作成した。解釈に相違があるときは、英語の本文による。

日本国政府のために
正木靖

インドネシア共和国政府のために
エンダ・T・D・ルトノアストゥティ

○農林水産省告示第千百二十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年七月十一日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

北海道河西郡芽室町（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

芽室町（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び芽室町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年七月十一日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

高知県高岡郡越知町横畠北字テンガ石三七七八の一、字テンガ石ノ下三七八〇の一、字黒森三七三四、字黒森下三七三三、字黒森神社ノ東三七三六、字黒森絶頂三二〇二の二、三二〇二の三、字山ノ神三七四二、三七四三の一から三七四三の三まで、三七四四の一、三七四四の二、三七四五、三七四七の一、三七四七の二、字上ウド三四三九、字西イカノウチ三四三八、字西ウド三七八一、字西ノイ子ガクボ三七三九の一、字西兼光三二〇三、三二〇五、三二〇六、字西小越三七九三の一、三七九四、三七九五、字中ノイ子ガクボ三七四〇の一、三七四〇の二、三七四一の一、三七四一の二、字東ノイ子ガクボ三七七五の一から三七七五の五まで、三七七五の七、三七七五の九、字南エダツヱ三八〇二、字南ヲモソラ三七八四、字南石スルキ三七七六の一、三七七六の四、字北エダツヱ三八〇三、